

毎週火、金曜日発行（但休日になると翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 土地の公用廃止
- 土地改良区の役員の退任及び就任
- 建設業者の登録
- 基準寝具設備の承認
- 移入禁止区域の指定
- ふ化業者の登録
- 保安林指定の解除予定
- 牛の結核病検査等の実施
- ひな白痢検査の実施
- 牛の結核病検査等の実施
- 牛の肝てつ検査及び駆除の実施

告示

鳥取県告示第六百四十四号

次の土地は、昭和三十六年十一月八日から公用を廃止した。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量
は品目 (坪)

米子市大工町五五番地先より 道路敷 四六、二五
五五番地七地先まで

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第六百四十五号

次の土地は、昭和三十六年十一月八日から公用を廃止した。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量
 米子市中島字米川大境三一六 農道敷 一四、八八
 番地先
 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第六百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、青谷町東町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 竹本 秀治 気高郡青谷町大字青谷五五一
- 〃 棚田 礼一 〃 五五三
- 〃 坂田 秀信 〃 六六三ノ一
- 〃 吉田 武夫 〃 三、〇七四
- 〃 竹本 義雄 〃 六〇〇

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 竹本 秀治 気高郡青谷町大字青谷五五一
- 〃 棚田 礼一 〃 五五三
- 〃 坂田 秀信 〃 六六三ノ一

- 〃 棚田 義治 〃 六六一
- 〃 山田 操 〃 一八九
- 〃 小清水 正 〃 五九八
- 〃 秋田重太郎 〃 三、〇八三ノ三
- 〃 大寺 孝臣 〃 五五四
- 〃 大寺 義美 〃 六六四ノ一
- 〃 蔵本 寿延 〃 三、三四二
- 〃 山下 顕正 〃 三、一一五
- 〃 森 菊市 〃 六六五
- 〃 岸本 虎吉 〃 二一〇ノ一
- 〃 監事 長谷川岩蔵 〃 三、〇七五ノ一
- 〃 坂田 鶴治 〃 五六九
- 〃 坂田 貞一 〃 五七〇
- 〃 〃 〃 〃 二一〇

- 〃 吉田 武夫 〃 三、〇七四
- 〃 石井 巖 〃 六四九
- 〃 竹本 義雄 〃 六〇〇
- 〃 山本 繁蔵 〃 一九〇
- 〃 棚田 義治 〃 六六四
- 〃 山田 操 〃 一八九
- 〃 小清水 正 〃 五九八
- 〃 秋田重太郎 〃 三、〇八三ノ三
- 〃 大寺 孝臣 〃 五五四
- 〃 大寺 義美 〃 六六四ノ一
- 〃 青柳 ちか 〃 六四九
- 〃 蔵本 寿延 〃 三、三四二
- 〃 監事 長谷川岩蔵 〃 三、〇七五ノ一

鳥取県告示第六百四十七号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。
 昭和三十六年十一月十七日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 摘要
 鳥取県知事登録 昭三六、一九 久古組 米子市万能町四 久古 一夫 建設工事
 (と)第六七号 一〇、一九 福本組 東伯郡東伯町大字下伊勢 福本 武雄 〃
 第九三号 〃 笠井建設 米子市万能町三八 笠井金治郎 〃
 第七九号 〃 (有)笠井建設

第三七号	八頭土木建設(有)	八頭郡那家町三	藪田 昌男	〃
第七二号	大原組	米子市末広町	大原 勇助	左官工事
第五七号	田守組	〃 八幡	田守、梅太郎	土木
第九六号	大島土建(合)	倉吉市上井二九六の四	大島 太一	建設
第七七一号	〃 二一、七 西浦組	八頭郡河原町佐貫一、一一四の一	西浦菊二郎	土木

鳥取県告示第六百四十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録(と)第四一號	昭三六、一九	石田建設(合)	倉吉市岡田一九の二	永田 永寿	建設工事
第七一號	〃	米子工業建設(有)	米子市角盤町一丁目	林原 美清	〃
第七二號	〃	(有)丸山組	東伯郡東伯町徳方	丸山 信	土木工事
第七五號	〃	吉木組	米子市末広町五	吉木 竹義	建設
第五七五號	〃	前田興業	西伯郡淀江町淀江	前田 勇	〃

鳥取県告示第六百四十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録(と)第八九號	昭三六、一九	釜 田 組	鳥取市鹿野町一四	釜田 定幸	建築工事
第八二號	〃	(有)大東組	米子市車尾二五四の一	大東 美雄	土木
第五八號	〃	竹 田 組	〃 富士見町一丁目	竹田 正元	建設
第五二號	〃	東伯建設(株)	倉吉市三江	山脇 明	〃
第九九號	〃	小 谷 組	東伯郡東郷町漆原	小谷庄左衛門	土木工事
第五八七號	〃	五 日宝製菓工業(有)	〃 大栄町由良一、八〇三の二	小豆沢 求	管
第三八號	〃	一九 (有)大鳥組	鳥取市元魚町二丁目三三	田中 勘次	建設
第五〇號	〃	塩谷 築港	〃 賀露町八二八	塩谷 三蔵	港湾
第八一號	〃	小 村 組	米子市角盤町四丁目一一八	小村 円市	建設
第五八五號	〃	五 倉吉電気工事(株)	倉吉市福吉町一、四〇四の七	藤井 数雄	電気

鳥取県告示第六百五十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づく基準寝具施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	基準	寝具	承認年月日	採用点数表
----	----	-----	----	----	-------	-------

医療法人厚生会森脇病院	米子市加茂町	(寝) 第二号	一般、結核病棟	昭和三十六年	乙表
			二病棟 六六床	十月一日	

鳥取県告示第六百五十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十六年十一月十四日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として滋賀県を指定する。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十二号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 登録番号 第五号
- 二 登録年月日 昭和三十六年十一月八日

三 氏名又は名称及び住所 鳥取県中央農業協同組合連合会 会長理事 磯 江 義 博

四 ふ化場の名称及びその所在地 鳥取県倉吉市上井三二〇番一―地 鳥取県中央農業協同組合連合会 上井ふ卵場 鳥取県倉吉市上井三二〇番一―地

鳥取県告示第六百五十三号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村大字湯山字赤坂二、〇八三所在の保安林指定の目的 飛砂防備
 解除の理由 観光施設敷地
 申請者住所氏名 福部村長 山根秀雄

鳥取県告示第六百五十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 結核病、ブルセラ病
 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。
 ただし、生後六月分前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
 肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査、ブルセラ病検査、ブルセラ急速凝集反応及び国際法、肝てつ検査、皮内注射反応法又は虫卵検査法、肝てつ駆除、ヘキサクロロエタン製剤投与。

別表一 乳牛結核、ブルセラ病検査

実施期日

実施区域

実施場所

第一次 第二次

十一月 十一月 二十一日 二十四日

西伯郡大山町所子

所子家畜保健衛生所

別表二 肝てつ検査及び駆除

実施期日

実施区域

実施場所

十一月十六日 西伯郡中山町二本松

二本松検診所

名和町名和

名和

二十五日 上大山 上大山

鳥取県告示第六百五十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

ひな白痢急速診断法

別表

実施期日 実施区域 実施場所

十二月 四日 米子市吉谷

松岡、清水種鶏場

吉岡

内田

安倍

岩永

二本木

横山、松井

赤井手

石原、藤山

吉岡

森、今中

二本木

大山、今中、瀬尾

境港市上道

佐々木、池淵、佐賀

八日 西伯郡伯仙町石田

門永正、門永修

九日 米子市旗ヶ崎

梅林、増田

上福原

長谷川

十一日 西伯郡会見町高姫

福景、野口

浅井

小早川

賀野

板持、斎鹿

岡田

岡田

境港市上道

門永まつ

十五日 外江

佐々木、景山伊、景山国

新屋

南家

佐斐神

米谷

米子市大崎

永沢

彦名

木村栄、木村正

大篠津

畑中

境港市渡

本池忠、本池秋

米子市富益

松本克、渡辺

道笑町

遠藤

博労町

福本

西伯郡岸本町大原

中島

遠蔵

野口

境港市森岡町

勝中

米子市古豊干

木下

上福原

田後

車尾

松田

浦木

十八日	彦名	此下、未葭、和田
二十日	西伯郡伯仙町河岡	米村、船場
二十二日	岸本町上細見	野坂
二十二日	米子市和田	先灘
	富益	佐々木
	上福原	野口
二十二日	米原	小林
二十八日	夜見	松本一、松本富美
	赤井手	長門
	一部	塚田
	西伯郡伯仙町石州府	高橋
二十九日	米子市夜見	松本花
	彦名	井川
	戸上	田子
	一部	小森、米原、高田
三十日	三本松	白根
	榎原	高田

鳥取県告示第六百五十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病並びにブルセラ病及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月十七日

鳥取県知事 石 破、二 朗

一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

上新印 古門
蚊屋 松田
大袋 鷺見
安倍 石田岩、石田源

別表一	結核病及びブルセラ病	ひな白痢検査
結核病及びブルセラ病	鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。	ひな白痢検査
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及びび分べん後十日以内のものを除く。	四 実施の期日 別表のとおり	ひな白痢検査
ひな白痢検査	五 注射、検査及び駆除の方法	ひな白痢検査
	結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査	
	ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法	
	ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法	
第一 次 第二 次 (判定)	実施 区域	実施 場所
十一月二十一日	鳥取市美保地区	叶検査場
十一月二十四日	旧市	鳥取家畜市場
二十二日	美保	農協前、宮長検査場
二十五日	稲葉	上野
二十七日	岩美町小田	農協前検査場
二十八日	岩井	岩井生産
十二月一日	本庄	恩志
十二月一日	浦富	浦富家畜市場
二十九日	浦富	

三月十七年	一月八日	倉田	農協前
三月十七年	一月十一日	倉田	農協前
三月十七年	十二月十三日	岩美郡福部	奉徳寺生産
三十六年	十一月三十日	八頭郡若桜町若桜	福部生産
		郡家町中私都区	若桜検診場
十二月二十八日	十二月一日	用瀬町社区	下津黒
十二月二十九日	十二月二日	八東町丹比区	大坪
十二月四日	十二月七日	船岡町大伊区	安蔵
		八東町八東区	北山
		安部区	橋本
		船岡町隼区	才代
		用瀬町別府区	新興寺
		佐治村	見槻中
		郡家町大御門区	別府
		国中区	古市
		船岡町船岡区	市谷
			百井磯
			船岡家畜市場

十二月四日	十二月七日	鳥取市米里	大路、農協前検査場
		大郷	六反田、福井
		吉岡	長柄
		美穂	竹生、農協前
		神戸	農協前
		面影	桂木
		岩美郡津ノ井	農協前
		鳥取市末恒	
		東郷	
		豊実	
		大和	
		松保	松保検診場、古梅家畜市場
		字倍野	谷支所、共済診療所
		千代水	農協、秋里検診場
		国府町成器	成器、大茅
		鳥取市湖山	農協前検査場
		中ノ郷	覺寺

